

避難者訴訟 第36回口頭弁論サマリー

福島原発避難者訴訟：第36回口頭弁論、福島地裁いわき支部において開催
第36回弁論：2月27日（水）10：00から17：00

2019年2月18日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝
共同代表 弁護士 鈴 木 堯 博
共同代表 弁護士 広 田 次 男

＜本日の口頭弁論に関する問い合わせ先＞

弁護士 高橋右京（たかはしうきょう） 03-3463-4351

第1 訴訟そのものの概要

1 当事者

以下の事件のうち、分離後の2陣原告374名（110世帯）

原告 早川篤雄 外34名（第1次提訴分）＋國分富夫 外185名（第2次提訴分）＋菅野清一 外136名（第3次提訴分）＋渡辺茂男 外118名（第4次提訴分）＋105名（第5次提訴分）＋10名（第6次提訴分） その後死亡原告2名とその承継者を検討して、合計595名
被告 東京電力ホールディングス株式会社

（1）当事者 ※1陣原告含む

原 告：2陣原告分 110世帯374名

いずれも、福島原発事故当時、避難区域である双葉町、楡葉町、広野町、南相馬市、川俣町（山木屋地区）などに居住していた住民であり、現在もいわき市のほか福島県内外において避難生活を強いられている。

原告代理人：弁護士 小野寺利孝、同 広田次男、同鈴木堯博、同 米倉勉ほか
福島原発被害弁護団

被 告：東京電力ホールディングス株式会社

（2）請求額 ※2陣原告のみ

被告が、原告らが福島原発事故によって被った被害として、合計金181億5412万7389円の賠償金の支払いをせよ。

※ 原告の多くは、東京電力に対する直接請求・集団交渉等を通じて、合意に至らなかった部分を請求している。

※ 賠償請求の内容については後述。

2 請求内容

(1) 基本的な考え方〔生活再建，再出発に必要な賠償を！〕

一人ひとりの被害者が地域コミュニティから無理やりひきはがされ，人間同士の関係性を断ち切られて孤立し，従来の人間らしい生活とその基盤を根こそぎ奪われ，今後どこに定着して生活したらいいのかの見通しもつかないこと，すなわち全人格的被害を受けている。

本件事故は公害であり，加害者と被害者は非互換的で，加害行為には利潤性がある。

そのうえで，広範囲の地域において継続的かつ全面的・深刻な被害を引き起こしている。しかも，本件事故による被侵害法益は，人格発達権や平穏生活権であり，これまでの差額説的な考え方で扱われるものではなく，このような権利を充足していた社会的諸条件の効用の回復にこそ損害賠償の目的は据えられるべきである。

→生活再建，再出発を行なうために必要な賠償，原状回復が図られるべきである。

ただし，本件は，訴訟提起以来，時間が経過し，被害者の救済は待ったなしの状況である。一刻も早い被害者の権利の実現のため，請求項目は，最終的に，自宅不動産、家財、慰謝料に絞っている。

(2) 損害賠償請求の項目

① 財物賠償

警戒区域及び計画的避難区域として指定された地域，またそれに準じる地域については政府による区域の変更，立ち入り制限の程度に拘わらず，向こう5年間以上の間は生活基盤としての価値を全面的に喪失した。→時価ではなく，再取得価格の請求。

〔土地〕

500 m²未満の場合、避難前の宅地面積×福島県都市部の平均宅地単価（4万3000円）または、1368万8000円（フラット35）のうち、いずれか大きい方。

500 m²以上の場合、500 m²×福島県都市部の平均宅地単価（4万3000円）＋（従前の宅地面積－500 m²）×（1 m²当たりの固定資産税評価額×1.43）の式によって得られる額

〔建物〕

フラット35（2238万円）＋（従前の床面積－115.3 m²）×平成23年度の平均新築単価（15万8800円）の式によって得られる額。

〔家財〕

損害保険の内容を参考に、家族構成ごとによって算定される賠償額。

② 避難に伴う慰謝料

避難生活が終了するまで，一人につき月額50万円を請求する。

③ ふるさとを喪失したことに対する慰謝料

かつての自宅，また自宅のあった地域社会そのものを喪失したことに対する慰謝料として，一人につき，金2000万円を請求する。

第2 第36回口頭弁論の概要

1 これまでの訴訟の流れ

訴訟は、大まかに言って、3段階に分かれます。

第1段階：お互いの言い分の応酬。訴訟でもっとも時間をとる部分。

第2段階：証人尋問などの立証。

第3段階：証人尋問を踏まえた、言い分のまとめの陳述と判決。

当訴訟の原告団はこれまで、現在第1次提訴から第6次提訴までの原告団によって構成されてきました。このうち、第3次提訴原告団以降を第2陣と位置づけることとしています。

これまで、第35回口頭弁論までは次のことをしてきました。

(1) 1陣と2陣の分離まで

第1回口頭弁論では、原告、被告双方が、その言い分を、「訴状」（原告側）と、「答弁書」（被告側）という書面に始まり、お互いの言い分を記した書面を提出し合って応酬しあいました。

第2回口頭弁論以降、原告側から反論となる書面（準備書面）を提出し、被告東電も反論を提出してきました。

2015年6月の第11回口頭弁論以降、第2段階に入り、第24回口頭弁論まで、第2次提訴原告についてほぼ1世帯について1人という尋問を実施してきました。

また、2016年中は、7月、9月、11月の3回にわたって、いわき市の仮設住宅、広野町、楡葉町、浪江町、南相馬市小高区、双葉町、川俣町山木屋地区について、現場検証も行われました。この11月の検証は、第2陣に関わる内容です。

さらに2017年3月22日の第22回口頭弁論においては、除本理史（よけもとまさふみ）・大阪市立大学教授の証人尋問を行い、「ふるさと喪失慰謝料」の内容を余すところなく明らかにしました。

6月21日の第24回口頭弁論をもって、原告側の第1陣訴訟に関する立証が全て終了しました（第25回口頭弁論は、第2陣の主張をしました。）。

(2) 1陣と2陣の分離後

10月11日の第26回口頭弁論では、原告を第2次提訴までの一団を

第1陣原告団として、第3次提訴以降第6次提訴までの分を第2陣原告団として分離し、第1陣原告団に関する事件が結審されました。

そして、2017年12月6日より、2陣原告の本人尋問が始まり、前回の第31回口頭弁論期日でも3人の原告の本人尋問を行いました。

平成30年3月22日、1陣原告に対する判決がありました。その内容は、216名中213名の原告に対し、一律で150万円又は70万円の損害を認めるというものでした（弁護士費用を含めると165万円又は177万円）。また、裁判所は、被告の重過失も否定しました。

原告団及び弁護団は、裁判所の判断が、被告の責任を軽視するとともに、被害の実態を真正面から直視せず極めて少額の賠償しか認めなかったものとして、厳しく糾しました。

今後の2陣訴訟では、以上の極めて不当な判決を覆すことが不可欠となっています。

今回は、原告3人の本人尋問が行われました。

2 第36回弁論

第36回弁論では、原告4人の本人尋問を行います。前回までは、多くの山木屋原告に共通するテーマを立証する代表的原告として、一人75分の主尋問を行ってきましたが、今回からは、一人55分の主尋問を行います。

記

遠藤政信 川俣町山木屋 （坂本博之、榎本吾郎）

大内國廣 川俣町山木屋 （宮田学、川口智也）

大内清郷 川俣町山木屋 （若生直樹、大木裕生）

米倉宗助 川俣町山木屋 （鈴木堯博、高橋寛）

現在、1陣の仙台高裁での控訴審が正念場を迎えています。2陣の原告本人尋問でよい結果を出し、1陣の期日にも影響を与えられるようにしたいと考えております。

第3 さいごに

是非、原告のみなさんで傍聴席を埋めて、裁判所に被害の深刻さを伝えたいと思います。ご協力お願い申し上げます。

以 上